

平成 27 年 4 月 30 日
住宅局建築指導課

当初の 55 棟以外の免震材料の不正事案に係る建築物の構造安全性の検証に関する東洋ゴム工業（株）による報告について

1. 概 要

国土交通省では、平成 27 年 4 月 21 日（火）、東洋ゴム工業（株）に対して、当初の 55 棟以外の免震材料の不正事案に係る 99 棟の建築物について、速やかに構造安全性の検証を実施し、国土交通省に報告するよう指示していたところです。

本日、同社より、「99 棟のうち 77 棟について構造安全性の検証を終了し、検証を終了した全ての建築物について、震度 6 強から震度 7 程度の地震に対して倒壊するおそれはない」との報告がありました。また、残りの 22 棟については、竣工時期が古い建築物や欠損データのある建築物であるためデータの構築に時間を要しており、現時点で構造安全性の検証が終了していないとの報告がありました（別添参照）。

国土交通省では、この報告内容について第三者機関に評価を行わせた結果、次のような見解を得るとともに、これを踏まえて同社に対して次のとおり指示しましたので、お知らせいたします。

2. 国土交通省の見解

- 国土交通省においては、同社に対して実施した立入調査の際に入手した資料をもとに、今回の構造安全性の検証に用いられた免震材料のデータについて、不正な操作が行われていないものであることを確認しました。
- その上で、国土交通省から、第三者機関（一般財団法人日本建築センター及び日本 E R I 株式会社）に対して、東洋ゴム工業（株）から報告を受けた構造安全性の検証の結果について評価を依頼しました。
- 以上の精査をしたところ、構造安全性の検証の各過程において不適切な処理は見当たらず、構造安全性の検証が終了した 77 棟の建築物について、震度 6 強から 7 程度の地震に対して倒壊するおそれないことを確認しました。

3. 国土交通省からの指示事項

- ① 構造安全性の検証が終了した 77 棟の建築物の所有者に対して、今回の検証結果を早急に説明すること。
- ② 残りの 22 棟の建築物について、速やかに構造安全性の検証を実施し、その結果を国土交通省及び特定行政庁に報告すること。

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局建築指導課 建築物防災対策室長 石崎 和志（内線 39-561）

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8514（直通）

FAX：03-5253-1630

2015年4月30日

報道関係各位

新たに判明した大臣認定不適合製品等の納入先建築物における 「満たすべき安全性」の確認について

東洋ゴム工業株式会社

東洋ゴム工業株式会社（本社：大阪市、社長：山本卓司）は、4月21日付で、建築物に関する大臣認定不適合等の追加調査結果における判明事実として、建築基準法で定めた国土交通大臣認定の性能評価基準に適合しない免震ゴム製品、および製造時の検査データが欠損していたため性能評価基準の適合合否判断ができない製品を納入し、新たに対処が必要となる対象建築物が全99棟となることを発表いたしました。

当社は、これら納入先建築物において、構造安全性の検証を進めるため、「満たすべき安全性※」の検証を建設会社様、設計事務所様にご協力をいただき、免震建屋構造計算条件の確認を進めてまいりました。

※「満たすべき安全性」：レベル2（震度6強から震度7程度）の地震に対して倒壊しない構造であること

この結果、99棟のうち77棟について構造安全性の検証を終了し、検証を終了した全ての建築物について、震度6強から震度7程度の地震に対して倒壊するおそれはないことを確認し、本日、同省にこれを報告しました。また、残りの22棟については、竣工時期が古い建築物や欠損データのある建築物であるためデータの構築に時間を要しており、現時点で構造安全性の検証が終了しておりません。

＜検証方法の概要＞

- ・構造計算の方法は、当初設計における方法と同じ方法とする。
- ・当初設計における構造計算について、個別の免震ゴムの実測データによる免震材料の地震の揺れを抑える能力を示す値（等価粘性減衰定数・等価剛性）等を用いて構造計算を行う。
- ・免震層自体が、厳しい温度環境や長期間（60年間）の劣化を想定して余裕を持って設計されているため、温度環境、経年劣化等について、実況を踏まえて設定し、当面の間、当初の構造計算の範囲内であることを確認する。
- ・上記により検証が完了しない物件については、震度6強から7程度の地震に対して、上部構造の変形、免震層の変形等を計算する。建築物の倒壊に至るような大きな変形が生じないこと、免震層の過大な変形により建築物が擁壁に衝突することがないこと等について検証する。

＜検証結果＞

- ・別紙のとおり

当該製品を納入させていただいた物件の所有者様、使用者様、施主様、建設会社様をはじめ、関係者の皆様には、大変なご迷惑とご心配をおかけしますことを謹んでお詫び申しあげます。

当社は、本件対応を経営の最優先課題と位置づけ、迅速かつ誠意をもってこの対策を進めてまいります。

■ 本件に関する報道機関、アーリスト・機関投資家様からのお問合せ

東洋ゴム工業株式会社

広報企画部

大阪 TEL.06-6441-8803／東京 TEL.03-5822-6621

以上

「満たすべき安全性」の検証結果

○震度 6 強から 7 程度の最大級の地震で検証 (77 棟)

倒壊に対して一定の余裕を持った判定基準

- ・免震層の変形：100%未満であること
- ・上部構造の変形：1/100 以下であること

公表物件	免震層の変形※ ¹	上部構造の変形※ ²
四万十町本庁東庁舎	免震材料の実況が当初の構造計算の範囲内であることを確認	
四万十町本庁西庁舎	免震材料の実況が当初の構造計算の範囲内であることを確認	
近江八幡市立総合医療センター	70.6%	1/2083
箱根町総合保健福祉センターさくら館	免震材料の実況が当初の構造計算の範囲内であることを確認	
NHK秋田放送会館	免震材料の実況が当初の構造計算の範囲内であることを確認	

注) 大阪市中央公会堂は、欠損データがあり、現時点では構造安全性の検証が終了しておりません。(重要文化財に指定されているため、建築基準法の適用対象外です。)

非公表物件	免震層の変形※ ¹	上部構造の変形※ ²
1 ~ 56	免震材料の実況が当初の構造計算の範囲内であることを確認	
57	83.7%	1/170
58	81.5%	1/522
59	81.1%	1/254
60	79.2%	1/1206
61	78.9%	1/695
62	77.8%	1/448
63	68.9%	1/341
64	68.0%	合※ ³
65	64.0%	1/1119
66	63.7%	1/2414
67	63.6%	合※ ³
68	62.3%	1/141
69	58.6%	1/204
70	55.1%	1/262
71	54.4%	1/760
72	51.5%	1/142

※1 震度 6 強から 7 程度の最大級の地震に対する免震層の変形量 (%)
建築物の壁と擁壁との間の距離

※2 震度 6 強から 7 程度の最大級の地震に対する建築物の各階の傾きのうち最大のもの

※3 当初設計との比較等により 1/100 以下となるが、今回は、上部構造の変形量を直接求めずに略算で計算したため、合否のみを判定。

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



平成 27 年 4 月 30 日

住宅局 建築指導課

当初の 55 棟以外の免震材料の不正事案に係る建築物の
構造安全性の検証に関する東洋ゴム工業（株）による報告について（追加）

本日、当初の 55 棟以外の免震材料の不正事案に係る建築物の構造安全性の検証に関する東洋ゴム工業（株）による報告について公表いたしましたが、現時点で構造安全性の検証が終了していない 22 棟の物件の所在地についてお問い合わせがありましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

岩手県 2 棟、栃木県 1 棟、埼玉県 1 棟、東京都 4 棟、神奈川県 6 棟、岐阜県 1 棟、静岡県 1 棟、
大阪府 2 棟、兵庫県 1 棟、岡山県 1 棟、熊本県 1 棟、沖縄県 1 棟

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局建築指導課 建築物防災対策室長 石崎 和志（内線 39-561）

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8514（直通）

FAX：03-5253-1630